

## 大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における3歳未満児の保育需要の増大に対応するため、新たに地域型保育事業を行う事業所を設置するための改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域型保育事業」とは、家庭的保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第6項に規定する家庭的保育をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「家庭的保育事業」という。）及び小規模保育（同条第7項に規定する小規模保育をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「小規模保育事業」という。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による地域型保育事業所設置支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（家庭的保育又は小規模保育を行う者に限り、同項の確認を受けることが予定されている者を含む。）とする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費明細書

### (決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

### (事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定取

消通知書（様式第4号）又は大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市地域型保育事業所設置支援補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市地域型保育事業所設置支援補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 経費明細書

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市地域型保育事業所設置支援補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市地域型保育事業所設置支援補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市地域型保育事業所設置支援補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市地域型保育事業所設置支援補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市地域型保育事業所設置支援補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 経費明細書

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市地域型保育事業所設置支援補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

2 この要綱は、国の保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行し、改正後の大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行し、改正後の大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月27日から施行し、改正後の大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

地域型保育事業の区分	補助対象経費	補助金の額
家庭的保育事業	家庭的保育事業を実施するために必要な建物（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）の改修費、委託料、改修期間の賃借料及び礼金並びに備品購入費	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費とを比較して少ない方の額（その額が2,400,000円を超えるときは、2,400,000円）に8分の7を乗じて得た額の範囲内で市長が必要と認める額
小規模保育事業	賃貸物件等を活用して小規模保育事業を実施するために必要な建物の改修費、委託料、改修期間の賃借料及び礼金並びに備品購入費	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費とを比較して少ない方の額（その額が32,000,000円を超えるときは、32,000,000円）に8分の7を乗じて得た額の範囲内で市長が必要と認める額

様式第1号（第5条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申請者 住所（所在地）

氏名

印

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市地域型保育事業所設置支援補助金の交付について、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請額 (内訳)	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	

様式第2号（第6条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市地域型保育事業所設置支援補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第6条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市地域型保育事業所設置支援補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	



様式第5号（第7条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申請者 住所（所在地）

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市地域型  
保育事業所設置支援補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の  
規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第8条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申請者 住所（所在地）

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市地域型  
保育事業所設置支援補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条  
第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第9条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 年 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

大津市地域型保育事業所設置支援補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助事業の中止(廃止)について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第10条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

補助事業者 住所（所在地）

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市地域型  
保育事業所設置支援補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次  
のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	



様式第13号（第11条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助事業について、次のとおり大津市地域型保育事業所設置支援補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第12条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

補助事業者 住所（所在地）

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市地域型保育事業所設置支援補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

様式第15号（第13条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

補助事業者 住所（所在地）

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市地域型保育事業所設置支援補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金を事前交付請求する理由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

様式第16号（第14条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第15条関係）

大津市地域型保育事業所設置支援補助金返還通知書

大 年 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市地域型保育事業所設置支援補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。